



埼玉県報

第 2696 号
平成 27 年(2015 年)
5 月 15 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県スポーツ推進審議会規則（スポーツ振興課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 保育士登録業務に係る手数料徴収事務委託（少子政策課）
- 平成 27 年度埼玉県登録販売者試験の実施（保健医療政策課）
- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 埼玉県立本庄高等学校ほか 23 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立川越特別支援学校ほか 26 校で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する入札公告（教委・財務課）
- 捜査支援システムの賃貸借に関する入札公告（施設課）
- 循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（循環器・呼吸器病センター）
- 埼玉県立小児医療センター新病院のウォールケアユニット関連機器の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 平成 27 年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

正誤

- 埼玉県教委告示第 13 号中訂正（高校教育指導課）

規則

埼玉県スポーツ推進審議会規則をここに公布する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十九号

埼玉県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- 一 学識経験のある者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 スポーツの普及又は推進に関する活動を行っている者
- 四 公募に応じた者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）

の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第八条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する二人の委員等が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、県民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年四月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小鳥レスキュー会
- 三 代表者の氏名
上中 牧子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市美女木一丁目十八番地の六 第二美女木マンション百二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、コンパニオンバード（飼育を目的とした鳥類）の適正飼養に関する相談及び支援事業、普及啓発事業、調査研究事業を行い、人とコンパニオンバードが快適に共生できる環境を追求することで、動物愛護や公衆衛生についての啓発を図り、もって公益に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第五百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第三号、第四号及び第五号に規定する手数料	東京都千代田区麹町一丁目六番地二号 社会福祉法人日本保育協会 理事長 大谷 泰夫	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第五百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十七年九月十三日（日）	東洋大学川越キャンパス（埼玉県川越市鯨井二千番地） 獨協大学（埼玉県草加市学園町一丁目一番地）

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験手続

- イ 提出書類
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十九条の五第一項に規定する申請書
- ロ 試験手数料
一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。
- ハ 提出期間及び提出方法
平成二十七年六月十七日（水）から六月三十日（火）まで
埼玉県登録販売者試験センター（大田平和島二郵便局私書箱三十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

- イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成二十七年十月十三日（火）午前十時から同年十月十四日（水）午後五時
まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十七年十月十三日（火）午前十時から同年十一月十二日（木）午後五時
時まで

告 示

埼玉県告示第五百十一号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十七年九月二十七日

埼玉県春日部市大沼一丁目七十六番

埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成二十七年十月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十七年十一月二十九日（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を含む。）

埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十七年九月二日

埼玉県熊谷市拾六間百十一番一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 平成二十七年十月十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十七年十一月二十六日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ (特管物研修を含む場合)
業務従事者の講習の受講料

八千円)
四千五百円

告 示

埼玉県告示第五百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西友朝霞根岸店

埼玉県朝霞市根岸台五丁目三番二十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 本市では、朝霞市景観計画を平成二十八年四月より施行予定であり、当該地は「安全で快適な住まいゾーン」の予定となっております。当該ゾーンの景観づくりの方針（案）及び景観づくり基準（案）について配慮をお願いします。

(2) 当該物件のセキュリティ対策を講じるとともに、駐車場、共有道路など設置の場合は照明灯を設置するなど防犯対策に配慮されるようお願いします。

(3) 事業所のごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量に努め、許可業者等に委託するなど適正に処理していただくようお願いします。

二 縦覧期間

平成二十七年五月十五日から平成二十七年六月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー朝霞岡店

埼玉県朝霞市岡二丁目千三百九十八―一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 本市では、朝霞市景観計画を平成二十八年四月より施行予定であり、当該地は「安全で快適な住まいゾーン」の予定となっております。当該ゾーンの景観づくりの方針（案）及び景観づくり基準（案）について配慮をお願いします。

(2) 当該物件のセキュリティ対策を講じるとともに、駐車場、共有道路など設置の場合は照明灯を設置するなど防犯対策に配慮されるようお願いします。

(3) 事業所のごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量に努め、許可業者等に委託するなど適正に処理していただくようお願いいたします。

(4) 市道三号線他の車両などの出入口部について、交通安全対策として交通誘導員などの配置を配慮していただくようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十七年五月十五日から平成二十七年六月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第五百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フタバスポーツ朝霞新店

埼玉県朝霞市幸町三丁目一番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 当該物件のセキュリティ対策を講じるとともに、駐車場、共有道路など設置の場合は照明灯を設置するなど防犯対策に配慮されるようお願いいたします。
- (2) 事業所のごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、廃棄物の減量に努め、許可業者等に委託するなど適正に処理していただくようお願いいたします。
- (3) 市道八号線より店舗へ車両が進入する計画ですが、交通量が多く、交差点が近いため、安全対策に配慮されるようお願いいたします。また、同市道の大泉方面に向かう車線における店舗利用者の車両出入り対策にも配慮いただきますようお願いいたします。さらに、市道八号線歩道及び市道六五二号線における自転車等の駐輪防止対策も配慮されるようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十七年五月十五日から平成二十七年六月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 武 井 國 昭 埼玉県羽生市南五丁目十八番地十二

告 示

埼玉県告示第五百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立本庄高等学校ほか23校で使用する電気
予定使用電力量6,309,700キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年8月1日（土）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立本庄高等学校ほか23校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
平成27年5月15日（金）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
埼玉県庁職員会館地下1階 B01 サークル室
平成27年6月29日（月）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年6月26日（金）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年6月12日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当

者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Honjyo High School including 23 other schools (estimated kW/h: 6,309,700 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, June 26, 2015

In person: 2:00 pm, June 29, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立川越特別支援学校ほか26校で使用する電気
予定使用電力量3,865,700キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年8月1日（土）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立川越特別支援学校ほか26校

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成27年5月15日（金）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階 B01 サークル室

平成27年6月29日（月）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年6月26日

（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年6月12日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当

者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Kawagoe Special Needs School including 26 other schools (estimated kW/h: 3,865,700 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, June 26, 2015

In person: 2:00 pm, June 29, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気
予定使用電力量3,842,700キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成27年8月1日（土）から平成28年4月30日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県立総合教育センターほか12施設

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項に規定する一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

- (6) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 藤倉、藤田 電話048-830-6642（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

平成27年5月15日（金）以後、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札及び開札の場所並びに日時

埼玉県庁職員会館地下1階 B01 サークル室

平成27年6月29日（月）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 平成27年6月26日

（金）午後5時

なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年6月12日（金）午後5時までに郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当

者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Education Center including 12 other public facilities (estimated kW/h: 3,842,700 kW/h)

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 pm, June 26, 2015

In person: 2:00 pm, June 29, 2015

(3) Contact Information:

Financial Affairs Division, Education and General Affairs

Department, Education Bureau, Board of Education,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-6642

告 示

埼玉県告示第五百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

捜査支援システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成28年3月1日（火）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 坂口 電話048-832-0110 内線2292

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月1日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月30日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年7月1日（水）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 平成27年7月1日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成27年6月12日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年6月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leaced:A leace of Apparatus for supporting the investigation of a crime
- (2) Time-limit for the tender:By the electronic tendar system; 9:50 a.m. July 1, 2015 By mail;5:00p.m. June 30, 2015 In person;9:40 a.m. July 1, 2015
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Facilities Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2292

告 示

埼玉県病院事業告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
亀田医療情報株式会社
東京都千代田区麴町4丁目8番地 麴町クリスタルシティ東館
- 5 契約金額
94,377,809円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県病院事業告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

ウォールケアユニット関連機器 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年9月30日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録されている者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、

入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 田村・松丸

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 松永

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1818

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成27年7月1日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成27年6月30日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成27年7月1日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14

年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成27年6月5日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成27年6月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

One set of Wall care unit and related apparatus

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., July 1, 2015 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., June 30, 2015)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十七年五月十八日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出について

イ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十七年あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十七年五月十五日

埼玉県労働委員会会長 小 寺 智 子

氏 名	現 職	主 要 経 歴
島村 和男	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県教育委員会教育長
小寺 智子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	川越市選挙管理委員会委員長（現職）
野崎 正	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
藤本 茂	法政大学法学部教授、 埼玉県労働委員会公益委員	神奈川労働局紛争調整委員会委員（現職）
設楽 あづさ	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	最高裁判所司法研修所教官職
小室 隆行	日本郵政グループ労働組合関東地方本部 執行委員長、埼玉県労働委員会労働者委員	日本郵政グループ労働組合中央執行委員
依田 修	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	東京電力労働組合埼玉総支部執行委員長 （現職）
牧田 晴充	U Aゼンセン埼玉県支部支部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	U Iゼンセン同盟鹿児島県支部支部長
浅見 明良	N T T労働組合北関東信越総支部執行委 員長、埼玉県労働委員会労働者委員	N T T労働組合北関東総支部執行委員長
藤田 省吾	埼玉県医療介護労働組合連合会書記長、 埼玉県労働委員会労働者委員	全日本赤十字労働組合連合会中央執行委 員
斎藤 和康	株式会社大和薬局代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	和光市商工会会長（現職）
柳沢 幸一	株式会社芝浦電子顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社あさひ銀行丸の内支店長
石川 義明	石川金属機工株式会社代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合総務委員長 （現職）
安原 好夫	埼玉県商工会議所連合会常務理事兼事務 局長、埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行上海支店長
斎藤 実	A G S株式会社顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	A G S株式会社代表取締役副社長
黒澤 治	埼玉県労働委員会事務局長	
發知 和弘	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整 課長	
谷津 禎彦	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
弥勒寺 学	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
井上 貴雄	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
山瀬 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
渋谷 敦司	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
松井 若菜	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	

正 誤

埼玉県教委告示第十三号（平成二十七年四月十七日二千六百八十八号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

学校法人日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）

正

学校法人日本産業専門学校日本産業専門学校（埼玉県川口市本町四丁目八番三号）